

公的統計の課題等に係る各委員提出資料

- 基本計画についてのメモ（阿藤委員）
- ミクロデータの公開のあり方について（井伊委員）
- 基本計画で検討すべきと考えられる事項（メモ）（大守委員）
- 基本計画を作るにあたって（企業の視点から 改善要望など）
（佐々木委員）
- 基本計画についてのメモ（舟岡委員）
- 基本計画部会（10/29）に向けた意見（門間委員）
- 基本計画での検討課題 - データ提供に関する問題（美添委員）

基本計画についてのメモ

(阿藤誠)

1. 統計の体系的整備

国民生活統計の体系化 について

(1) これまでもすでにいくつかの体系化の試みあり、

(統計局：地域統計データベース(SSDS)、国民生活審議会：社会指標)

例えばSSDSに含まれる指標のなかで、何を基幹統計とするかを検討する。

それらの指標を得るための統計調査のなかで、何を基幹統計調査とするかを検討する。

(2) SSDSに欠けているものを検討する(時代の変化により新たにニーズが生じる統計)

例えば ジェンダー統計、 少子化関連統計(あるいは家族に関する統計)、 若者関連統計、
(社会経済的)格差統計

2. 人口・世帯統計について

(1) 国勢調査(当面2010年、それ以後)についての考え方

2010年については、調査方式を修正して実施

それ以後については、その結果をみて検討

ただし(人口センサスに関する)諸外国の動向に鑑みて、いくつかの代替方策を考えておく必要あり(例えば、short form + long form 方式採用の可能性、住民基本台帳の活用・その場合に必要な法的整備等)

(2) 人口・世帯統計の体系化について

国勢調査、人口動態統計、出入国管理統計、在留外国人統計、住民基本台帳人口移動報告、現在推計人口を一体的に検討すべき

それに基づいて、人口動態統計、住民基本台帳に基づく統計、出入国等統計、在留外国人統計の拡充を検討する

3. 統計アーカイブの設置

統計アーカイブは、集中型か分散型か

統計局の役割を検討する

統計アーカイブの設置についての工程表を作る

4. 匿名データの作成・公開について

統計局はすでに匿名データ提供システムについて試行中である

これに基づき、大学との協力関係の有効性を検討する

他省庁のデータも含めた匿名データ提供システム設置の工程表をつくる

1. 目的

莫大な公費を投じて作成されたデータは国民全体の貴重な財産である。秘密保護と抵触しない限り、そのマイクロデータは広く一般に公開されるべきである。

2. 問題点

1) 重要な政策決定が、データに基づくことなく決まっている。

最低賃金をもらっている世帯の属性とは？

最低賃金が上昇した時、どのくらいの労働者が、どの地域で、どのように影響をうけるのか？

都内の23区内では15歳までの子供の医療費の無料化が始まったが、低所得者の子供はどの程度恩恵を受けているのだろうか、分配効果はあるのか。

消費税の軽減税率導入で利益を得る人はどの程度か。

など、基本的な情報もわからずに最低賃金、医療政策、税制といった国の重要な政策が決まっている。こうした分析は集計データでは不可能なため、マイクロデータの分析に基づいて政策を提言、決定することは、先進国だけでなく途上国でも通常の手続きとなっている。

2) 国際的なプロジェクトに参加できないことにより国益を損なう可能性もある。

海外の研究者やOECDなどの研究機関の国際比較研究において日本だけがデータが利用可能でないという理由で調査対象国からはずれていることが多いため、国際的な分析に日本の状況が反映されなくなる可能性がある。その結果、日本の状況が外国の研究者・政策関係者に正しい形で伝わらなくなってしまう可能性がある。

また、マイクロデータが公開されていれば、世界の研究者が日本の社会経済を研究し、そこから生まれた知見によって、日本の政策設計などの質が向上するといった効果も十分に期待できる。

3. 提案

1) 手続き・審査

マイクロデータは、行政担当者だけでなく、研究者、政策提案をはじめ多くの国民に平等に利用できる体制が必要であり、匿名データである限り原則公開とする。

データの利用に関しては、手続きの簡素化、行政機関による審査でなくて、学会など中立的な第三者専門家機関が審査するべきである。審議会制度で委員が行政側から指名されている日本の状況では、審議会による中立な審査は難しいのではないか。

2) 個人情報の保護

マイクロデータの公開に関しては、個人情報の問題が危惧されるが、家計経済研究所は、「消費生活に関するパネル調査」というマイクロデータを過去 10 数年公開しているが、個人情報に関して問題が起きたという話は聞いていない。また日本経済学会が「政府統計匿名化データに提供に関する審査への要望」という提案を最近発表した（添付資料を参照）、その中で、個人情報を保護しながら、データを利用するための手続きを具体的に提案している。特にデータの学術的な利用が進んでいる米国の調査を参考に、日本の調査結果の一部に秘匿処理を施すことで匿名性が一段と増すことが示されている。個人情報を保護するためにこうしたマイクロデータの利用を厳しく制限することのコストと、データの分析に基づいて上記のような重要な政策課題に答えることのベネフィットを比較すれば、後者の方がはるかに大きいことを国民にもアピールするべきである。

3) データの作成

公的なマイクロデータ統計が、政策決定に用いられていないため、どのような政策決定に資するべきなのかという視点から統計が設計されていない。

今回の統計法では調査実施主体が匿名データを作成・配布することができると規定されているが、匿名データの作成を義務付けるものとはなっていない。結果として、ニーズの高い統計の匿名データの作成がされず、結果として研究者が特定の統計のマイクロデータの利用ができないといったことが起こりうる。この種の意図的な不作為をどのように防止するのか配慮が必要である。また、学会などユーザーの側からの匿名データ利用の希望をどのように吸い上げるのか、その制度が不明確である。この部分をしっかりと制度化してほしい。

基本計画で検討すべきと考えられる事項（メモ）

平成 19 年 10 月 24 日

大守 隆

1. 統計体系の検討

(1) 望ましい統計体系を実現するための検討

日本の経済・社会の状況を包括的・体系的に把握するという観点から、統計の空白領域や貧弱な領域はどこか、どのような対応策が考えられるか、を検討する。加工統計と一次統計の連携強化を進める中で浮上してくる諸問題と解決の方向性についてわかりやすく記述する。

(2) 望ましい統計体系の検討

統計体系そのものの検討は国際的な場で進むことが期待されるが、そのような場で日本が指導力を発揮していくことが期待されるので、そのための議論も行う。関連の国際会議の動きなどの報告を定期的に求めるのも一案。

2. 統計に関する資源配分

(1) 資源の横断的有効活用策

分散型統計体系の下ではあるが、限られた統計関係資源（人材を含む）を省庁横断的に活用する方策について検討する。

(2) 人材育成のあり方

また、これと関連して、統計関係職員の育成方策の望ましいあり方についても検討する。

(3) 統計へのマクロ的な資源配分

統計全体に関する資源配分に関して、統計に対する社会の需要の変化、国際比較や業務統計等の活用可能性などを踏まえつつ、望ましいあり方を考察する。

3. (上記二つの作業の基礎作業として) 統計に関する国際比較

(1) パフォーマンスの国際比較

主要先進国と比較して、日本が貧弱な統計は何か、それはどのような要因に起因するかを考察する。

(2) 統計環境の国際比較

国際比較に際して考慮すべき統計環境などの差（正負両面）は何かを考察する。

- 以上 -

基本計画を作るに当たって（企業の視点から 改善要望など）

1. 時代の変化に沿った統計の体系・あり方
第3次産業の統計整備(特に動態統計)
環境統計 観光統計 IT統計 ジェンダー統計 雇用関連統計など
2. 行政記録あるいは登録情報などの活用促進 本当に使用不可なのか
3. 速報値と確報値との乖離など統計の持つ性格の親切的説明・PR
4. 司令塔的機能強化
5. 統計機関の独立性
6. 統計事業予算と統計職員数のアンバランス 統計職員の人材確保
7. データの作成・利用に関しITの活用
8. ストック統計の整備・充実
9. 統計調査の民間開放の促進
10. 統計の作成受託者としての立場から
 - (1) 報告者の負担軽減 負担を軽減するノウハウ・教育・PR
 - (2) 効率的統計の作成 調査の中に一部重複感がある
 - (3) 統計調査の目的・活用の明示・PR
 - (4) 電子化の推進
 - (5) 景気関連統計について必ずしも頻繁に利用されていない実態
精度に問題 手引き解説が不十分 利用方法がわからない 公表時期が遅い
表示・加工方法の改善 (利用者との意見交換の拡充 政府統計の広報の充実)
統計のスクラップ・アンド・ビルト
 - (6) ヤミ調査の廃止

以上

1. 統計作成において検討すべき点

国民に理解され、信頼される統計の効率的な作成を目指す

- (1) 統計の体系的整備
 - ・ 分散型の統計機構を前提としつつ、その弊害を緩和しうる制度・組織の検討
 - ・ SNA統計の精度向上のための1次統計の整備・見直し
- (2) 時代の変化に対応した実査体制の確立
 - ・ 地方統計機構の脆弱化への対応
 - ・ 専門性の確保・向上
- (3) 行政記録の活用
 - ・ フレームの整備と業務統計の作成に活用する上での課題への対応について具体的事例にもとづいて検討
- (4) ITを活用した調査技術の開発
 - ・ 回答者の負担軽減と調査の効率化
- (5) 調査客体の理解の増進
 - ・ 広報活動の推進
 - ・ 初中等教育における統計データ・リテラシーの向上に対するサポート

2. 統計利用において検討すべき点

- (1) 匿名標本データの利用
 - ・ 利用ガイドラインの制定
 - ・ 利用手続きのマニュアル化
 - ・ 利用の早期化の手順
 - ・ レプリカ・データの提供
- (2) オーダーメイド集計
 - ・ 実施体制の確立
 - ・ 効率的な集計システムの構築
- (3) データアーカイブ
 - ・ 統一的なガイドラインの確立

基本計画部会（10/29）に向けた意見

1. 経済社会の変化を的確に反映した統計の整備という観点から、経済センサスやサービス統計の拡充は重要。
2. 統計調査環境は今後ますます悪化するのには必至であり、統計調査に基づく統計の精度は低下せざるをえない。したがって、行政記録（住民基本台帳、税務情報など）を最大限に活用する必要がある、それが実現できるかどうかは、今後の日本の統計を左右する死活問題である。上記サービス統計の拡充なども、統計調査だけでは大きな制約に直面しよう。

行政記録は原則活用可とすべきであり、活用できない場合は、どの障害を除去すれば活用できるようになるのか、行政記録担当官庁や司法専門家などからヒアリングをして前向きに問題解決を図るべきではないか。

集計可能な行政情報はすべて、統計として活用される可能性を最初から前提として作成されることが望ましい。
3. SNAについては、経済政策論への影響や、日本の統計に対する海外からの信頼性の問題などを踏まえると、QE推計の見直し（一次統計のノイズをなるべく拾わないような推計方法への見直し）を最優先すべき。

可能であるなら一次統計の見直し自体が望ましいが、より現実論としては、QE作成方法を見直すべきと考えられる。

SNAについては、93SNA rev.1 対応、ストック統計の精緻化、資金循環統計等との体系としての整合性、など重要なテーマはたくさんあるが、費用対効果に鑑みればQE推計の改善が最も優先されるべきではないか。
4. 基本計画の策定過程は、オープンな議論によって進めるべき。統計委員会が分散系システムの求心力となるためには、その「司令」は一部の集団の利益を反映したものとみなされるおそれがなく、国民および統計作成官庁の納得性が高いものでなければならない。

例えば、上記2.の行政記録に関する関係者との議論などは、基本計画部会での公開ヒアリングとすることなどが考えられる。

基本計画での検討課題—データの提供に関する問題

2007年10月29日

美添 泰人

基本計画の検討に際しては、竹内委員長の「統計の基本計画について（私案）」が網羅的に必要な課題を記しているため、今後、その各項目を具体化し、詳細な記述を加えていくことでよいと考えます。

以下では、上記の私案の「1.4 その他の問題」において触れられている「匿名データの作成」という問題について、基本的な考え方を示します。

1. 諸外国と比較して、政府統計のマイクロデータの提供は遅れている。早急に取組みを開始し、できるだけ早期に統計データの提供を実現する必要がある。
2. ただし、学問的な目的には匿名化した調査票をそのまま提供するという方法は、基本的には賛成できない。

マイクロデータ公開の問題を扱うためには、提供するマイクロ統計情報を世帯関連と事業所・企業関連に分けて考えること、また、原資料に近い形で公開する方法と、一般的な利用者を対象にして個別情報の秘匿に関して安全性を保證できる擬似的なマイクロデータを提供する問題に分けて考えることが必要である。

3. 事業所・企業に関するマイクロデータを分析するためには米国などになって、データの漏洩が防げるような分析施設を用意し、また原則として研究目的のために利用を制限した上で、できるだけ多くの研究者に対してデータを提供することが現実的である。現在でも各省で活動している研究的な機構を活用すれば、このようなデータ分析施設の準備は比較的短期間で実現できよう。

商業目的での利用に関しては、直接的にマイクロデータを操作させる代わりに、利用者が希望する様式での集計に応じる体制が必要である。このような再集計は、研究目的にも、政策の企画立案の目的にも対応できるものである。そのための集計システムを整備することが課題となる。

4. 世帯関連の調査に関しては、広い範囲でマイクロデータを提供する余地がある。個別情報を保護しながら統計データを公開するために、統計的開示管理の理論を踏まえた「一般利用マイクロデータ」を作成する必要がある。分析結果の信頼性をある程度保証しながら秘匿措置を講ずることは容易ではないが、総務省・一橋大学の例はある。
5. 秘匿措置がかけられたデータを利用した分析では不十分で、高度な経済分析のためにできるかぎり詳細なマイクロデータを希望する研究者も存在する。そのような要望に応えるためには、事業所・企業関連の統計と同じように、十分な安全性を確保したマイクロ統計分析施設を用意し、分析結果から分析に際して知りえた個別情報を秘匿されることがないような確認をした上で、研究成果として公表を認めることが適当である。

安全な施設でのデータ利用に関しては、その組織の運営など、ある程度の費用が発生する。したがって、各省に分散してそのような施設を用意するよりも、数箇所に集中して各省の統計データを寄託し、十分な管理の下で利用を認める体制が合理的であろう。

6. 一般的な使用に耐えうる、ある程度の秘匿措置を講じたマイクロデータを一般的に公開することが急務である。
7. データの提供に密接に関連する問題に、データアーカイブの構築がある。

データアーカイブ (Data Archive) とは、統計調査などで得られた個票データを整理、収録し、その散逸を防ぐとともに、当初の利用を超えた二次的な利用のために提供するための機構である。このような組織は、主要な欧米諸国において設立されており、社会科学の実証研究や教育などにも幅広く利用されている。

データアーカイブも各省に分散することは非効率であり、数箇所に集中させてデータを寄託し、保存することが合理的である。再集計やマイクロデータの提供も、データアーカイブを通じて実行することが自然であり、人材や予算の効率的な配分を可能としながら、統計データの有効活用ができる。